

<http://www.geocities.jp/minna1293/14sikaku01.html>

福祉士

社会福祉士

福祉に関する相談援助の専門家

介護福祉士

介護の質を高める専門家

精神保健福祉士

精神保健分野の医療と福祉をつなぐ相談援助の専門家

利用者サービスに関する資格

介護支援専門員

介護サービス計画（ケアプラン）の立案を担う専門職

訪問介護員（ホームヘルパー）

在宅介護を支える重要な介護職

理学療法士

運動療法、物理療法によるリハビリテーションの専門職

作業療法士

各種の作業活動によるリハビリテーションの専門職

言語聴覚士

ことばによるコミュニケーション、摂食・嚥下に関する専門職

保育士

保育、子育て支援の専門職

福祉事務所現業員等、福祉関係行政機関等の職員の基礎資格

社会福祉主事

* 制度上は、福祉関係行政機関等で働く公務員の方を対象とする資格ですが、社会福祉法人等の民間にあっても職員採用の際の基礎的な資格として準用されることの多い資格です。

全国社会福祉協議会（全社協）、種別協議会等による独自資格

福祉施設士

福祉施設の運営・管理の責任者に必要な専門知識を習得した者を対象として、全社協会長が付与する資格

セルプ士

社会就労センター（授産施設）の長およびそこで勤務する中堅幹部職員等に必要な知識を有した者を対象として、全国社会就労センター協議会（セルプ協）会長が付与する資格

〔福祉の国家資格〕

[社会福祉士](#)・[精神保健福祉士](#)・[介護福祉士](#)・[保育士](#)・[看護師](#)・
[理学療法士](#)・[作業療法士](#)・[言語聴覚士](#)

〔福祉の仕事とは〕

福祉の仕事は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようサポートすることを目的とした仕事を指します。

そのため、広く見れば福祉機器を設計する工業デザイナーや、視覚障害者用のパソコンソフトを開発しているプログラマー等も含まれます。

しかし、ここでは範囲を絞って、障害者や高齢者などに対する専門的な福祉援助を行うための国家資格について、取得方法や仕事内容、職場などを紹介していきます。

〔福祉の国家資格とは〕

福祉の国家資格は、大きく分けて次の三つに分類されます。

相談・助言・ソーシャルワーク(社会資源の活用)等を業務とする資格。
・社会福祉士や精神保健福祉士。

利用者に直接的なサービスを提供する資格。
・介護福祉士や保育士、看護師。

心身の機能の維持・回復を目指して専門的なケアを行う資格。
・理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、看護師。

どの職種においても、職場の状況によっては主な業務以外に事務や、専門外の援助業務、送迎なども行うことがあります。

また、看護師が社会福祉士を取得し、看護とMSW(医療ソーシャルワーカー)を兼務するといったことも行われています。

[ページの先頭へ](#)

【相談・助言を行う資格】

〔社会福祉士〕

(業務内容)

社会福祉士は、障害者や高齢者に生活上の助言や相談を行って、一人ひとりの生活基盤を整えることを主な業務としています。

(登録者数)

平成20年2月時点で、社会福祉士は全国で9万5千420人います。

(職場)

社会福祉士は、地域包括支援センターや児童相談所、各種社会福祉施設の任

用要件の一つになっています。次のような職場で多くの人が働いています。

公的相談機関の相談員

福祉事務所における社会福祉主事や、各種相談所の相談員(児童福祉士、身体障害者福祉士・知的障害者福祉士・婦人相談員・家庭裁判所調査官・精神保健福祉相談員)など。

社会福祉施設の指導員

児童福祉施設(児童指導員・児童自立支援専門員・母子指導員)、高齢者・障害者福祉関係施設(生活相談員・支援相談員)、生活保護施設(生活指導員)など。

その他

社会福祉協議会の職員、病院(医療ソーシャルワーカー MSW ・精神化ソーシャルワーカー PSW)。

介護保険制度や障害者自立支援制度に基づく事業を行う民間事業所(居宅介護支援センター・デイサービスセンター・グループホーム)の職員など。

(資格の取り方)

規定の受験資格を満たし、1月に行われる社会福祉士国家試験に合格し、都道府県に登録を行います。

社会福祉士国家試験の受験資格を得るには、大学で指定科目を履修する、養成施設に通う、実務経験を5年以上積むなど11通りの方法があります。

詳しくは[社会福祉士のページ](#)をご覧ください。

(精神保健福祉士)

(業務内容)

精神保健福祉士は、精神障害者の医療や日常生活を支えるために、助言や相談をおこないます。加えて、日常生活に適応するための訓練なども行います。

(登録者数)

平成20年2月末時点で、精神保健福祉士は全国で3万4千733人います。

(職 場)

精神保健福祉士の専門は精神障害者ですが、必ずしも精神科医院で働いているわけではなく、次のように様々な職場で働いています。

公的相談機関の相談員：保健所や保健センターの精神保健相談員など。

社会福祉施設の指導員：精神障害者社会復帰施設や精神障害者の地域作業所の指導員など。

その他：精神病院や精神化クリニックの精神化ソーシャルワーカー P S W など。

(資格の取り方)

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るには、大学で指定科目を履修する、実務経験を積み養成施設に通うなど11通りの方法があります。

受験資格や試験内容など社会福祉士と共通点が多くありますが、実務経験のみでは受験資格を得ることができないなどの違いもあります。

>>相談援助

[ページの先頭へ](#)

【直接援助を行う資格】**(介護福祉士)****(業務内容)**

介護福祉士は障害者や高齢者の入浴・食事・排泄などの介護を行うための専門資格です。加えて、本人や家族に介護に関する指導も行います。

(登録者数)

平成20年2月時点で、介護福祉士は全国で64万232人います。

(職 場)

介護職員や指導員として、介護福祉士の需要は今後も増え続けていくと考えら

れます。次のような職場で多くの人が働いています。

社会福祉施設の介護職員：老人福祉施設、老人保健施設
身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設
生活保護施設など。

その他：社会福祉協議会の職員、病院の介護職員、介護保険制度や
障害者自立支援制度に基づく事業を行う民間事業所
(居宅介護支援センター・デイサービスセンター・グループホーム)の
職員など。

(資格の取り方)

介護福祉士の資格を取得するためには、3年間実務経験を積むか、福祉系高校を卒業して国家試験に合格する。または、介護福祉士養成施設を卒業するなど、大きく分けて3通り、細かく分けて6通りの方法があります。

現在、国これまでは試験を必要としなかった養成施設の卒業生に対しても、試験を課す方向で介護福祉士資格の見直しを行っています。

詳しくは[介護福祉士のページ](#)をご覧ください。

(保育士)

(業務内容)

保育士は、児童福祉施設(保育所など)で子どもたちの健やかな育成を行う専門職です。子どもの保育だけでなく、保護者に対して保育の指導を行うことも業務に含まれます。

また、保育士の援助対象となる子供は、一般に乳幼児だけと認識されていますが、障害を持つ子供の場合は18歳まで、必要に応じては20歳までを含みます。

(職 場)

保育士のほとんどは保育所で働いています。この他にも、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、乳児院などが職場になります。

また、ベビーシッターや保育ママ(家庭福祉員)などの在宅保育サービスを行っている保育士もいます。

(資格の取り方)

保育士養成課程のある短大や大学を卒業する、保育士養成施設を卒業する、保育士試験を受けるという三通りがあります。

資格取得後は都道府県に保育士登録を行う必要があります。

(看護師)

(業務内容)

看護師は、病院などで介護と医療業務を行う専門職です。医師の指示に基づいて注射・点滴や検査を行い、患者や家族に内服方法の説明をしたり、日常生活における自己管理について指導を行ったりします。

加えて、通院が困難な人への訪問看護や、高齢者・障害者への訪問介護(ヘルパー業務)を行うこともあります。

また、患者が退院後の利用する機関との連絡調整も行います。

2002年まで女性看護師は「看護婦」、男性看護師は「看護士」と呼称されていました。

(職 場)

看護師の多くは医療機関で働いています。この他にも、老人保健施設、介護保険制度や障害者自立支援制度に基づく事業を行う民間事業所(居宅介護支援センター・デイサービスセンター・グループホーム)などが職場となります。

(資格の取り方)

高校を卒業後、看護師養成所か看護系短期大学に3年間、もしくは看護系大学に4年間通った後、看護師国家試験に合格する必要があります。

>>直接援助

[ページの先頭へ](#)

【専門的なケアを行うための資格】

〔理学療法士〕(PT:Physical Therapist)

(業務内容)

理学療法士は、厚生労働大臣の免許を受けて理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行う専門家です。

「理学療法」とは、身体に障害のある人に対して、基本的動作能力の回復を図るため、対象者に治療体操その他の運動を行わせる療法です。

また、電気刺激(筋力回復)、マッサージ(こりをほぐす)、温熱(関節を柔らかくする)等の物理的手段も加えます。

(職 場)

主に病院・診療所のリハビリテーション課や、介護老人保健施設(特別養護老人ホーム)、有料老人ホーム等の老人福祉施設が職場となります。

この他にも、身体障害者福祉施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設(知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設など)、この他にも知事が適当と認める社会福祉施設が職場となります。

(資格の取り方)

理学療法士国家資格を得るには、**文部科学大臣**が指定した学校又は**厚生労働大臣**が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格する必要があります。

作業療法士国家試験と共に、試験の合格率は95%を超えています。

〔作業療法士〕(OT Occupational Therapist)

(業務内容)

作業療法士は、厚生労働大臣の免許を受けて作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行う専門家です。

「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある人に対して、**応用的動作能力**又は

社会的適応能力の回復を図ることを主眼に置いて、手芸、工作、スポーツ等の作業を行わせる療法です。

また、傷害を補うための捕装具の製作・修理等も行います。

(職 場)

理学療法士と同様に、主に病院や診療所のリハビリテーション課、介護老人保健施設(特別養護老人ホーム)、その他の老人福祉施設等が職場となります。

この他にも、身体障害者福祉施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設(知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設など)その他知事が適当と認める施設が職場となります。

(資格の取り方)

作業療法士国家資格を得るには、**文部科学大臣**が指定した学校、又は**厚生労働大臣**が指定した理学療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得した後、国家試験に合格する必要があります。

理学療法士国家試験と共に、試験の合格率は95%を超えています。

〔言語聴覚士〕

(業務内容)

言語聴覚士は、言語や聴力などコミュニケーションに障害のある人やその家族に対して、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、教育関係者等と連携を取りながら、相談・評価・訓練・指導などの専門的な援助を行います。

(職 場)

医療機関のリハビリテーション科や脳外科、保健機関の老人保健施設や保健所などが職場となります。

この他にも、身体障害者福祉センターや学校の「**きこえの教室**」なども職場になります。

(資格の取り方)

語聴覚士国家資格を得るには、受験資格を満たしてから、国家試験に合格する必要があります。

受験資格を得るには大学(4年制大学や3年制短期大学)において、指定された科目を履修する。言語聴覚士養成所(3年ないし4年制)を卒業する。

または、4年制大学を卒業した後、2年制の専修学校を卒業するという三通りの方法があります。

また、外国の大学を卒業した場合でも、厚生労働大臣に書類を提出して科目履修認定を受けることにより、受験資格を得ることができます。

>>専門的ケア

[ページの先頭へ](#)

〔社会福祉の国家資格 ミニ用語集〕

(資格に関する用語)

(MSW(Medical Social Worker)医療ソーシャルワーカー)

病院において患者や家族の入院生活の支援、退院援助などを行います。

(PSW(Psychiatry Social Worker)精神科ソーシャルワーカー)

精神科医院において精神障害者や家族の生活の支援や援助などを行います。また、PSWは**精神保健福祉士**を指すこともあります。

(社会福祉主事)

社会福祉主事とは、公務員として採用され、実際に業務に就いている期間のみ名乗ることができる「任用資格」です。

実習指導員や施設長の資格要件として社会福祉法で定められており、大学・短大・専門学校等で、厚生労働大臣が指定する3科目以上の社会福祉関連科目を履修した人に与えられます。

社会福祉主事は、福祉六法(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法)に基づいて、各種行政機関で保護・援助を必要とする人への相談・指導・援助を行います。

(婦人相談員)

婦人相談員は、売春行為をしている、または売春を行う可能性のある女性(要保護女子)や、家庭において問題を抱えている女性に対して相談や指導を行います。

加えて、婦人保護施設への入所判定や、各関係機関への連絡・報告や、売春をなくすための広報・宣伝活動なども行っています。

婦人相談所や福祉事務所が職場となります。

(職場 福祉施設に関する用語)**(福祉施設)**

福祉施設は、社会福祉を担う全ての施設、あるいは介護サービスを提供する入居施設を指します。**援護施設**は福祉施設とほぼ同義です。

(更生施設)

個別・集団活動を通して、日常生活において自立した行動ができるように支援を行う施設。

(授産施設)

仕事ができるようになるための訓練や、自主製品の製作や下請けといった授産活動を行います。

(厚生施設)

生活を豊かにするための施設で、医療や娯楽を提供します。

(療護施設)

介護が必要な人に対して治療やリハビリを行います。

(保険施設)

労災保険など各種保険の被保険者を援助する施設ですが、通常は介護保険制度に基づいた介護保険施設を指します。

(介護保険施設)

介護保険法に基づいて都道府県知事が指定する老人介護施設です。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保険施設(老人保健施設)
介護療養型医療施設(療養型病床群)の三つがあります。

(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム))

65歳以上で、寝たきりや重度の痴呆などにより日常的に介護が必要な人のための施設です。

入所するには、要介護認定で「要介護1～5」に認定されている必要があります。日常生活における全面的な介助や機能訓練などの介護サービスを受けることができます。

基本的に医療サービスは提供されないので、病気になった場合は入院となり、長期入院になると退所となります。

(介護老人保健施設(老人保健施設))

65歳以上で、病状は安定していて入院の必要はないものの、介護や看護、リハビリが必要な人を対象にした施設で、家庭復帰を目的としています。

日常生活の介護やリハビリのほか、必要であれば医師の診断や看護も受けることができます。

また、家庭復帰を目的にしているため、3ヵ月ごとに継続入所か、退所が可能であるかについて判定会議が開かれます。

(介護療養型医療施設)

65歳以上で、慢性的な病気や痴呆などがあって、長期療養が必要な人のための医療機関です。介護に重点を置きながら医療も提供する施設です。

介護療養型医療施設には、次の3種類があります。

(療養型病床群)

長期療養のための環境に配慮した病床群、平成 24 年で別制度に移行予定。

(老人性痴呆疾患療養病棟)

痴呆があり長期療養が必要な人のための病棟。

(介護力強化病院)

痴呆などの人に対して、薬物投与を減らし介護人数を多く配置している病棟。

(その他の施設)

(身体障害者福祉センター)

A型とB型の2種類があります。

A型は都道府県又は指定都市が設置し、更生相談、講習会、機能回復訓練、スポーツ・レクリエーション、身体障害者関係福祉団体に対する援助などを行います。

B型は区市又は社会福祉法人により設置される施設で、身体障害者デイサービス事業、関係団体に対する援助などを行っています。